

令和3年度における 沖縄地区の独占禁止法等の 運用状況



公正取引委員会は、毎年、前年度における独占禁止法等の所管法それぞれの運用状況（事件処理件数、違反事例、広報・広聴活動等）について、全国及び各地方事務所に公表しています。

今号では、今年6月に沖縄総合事務局総務部公正取引室（以下「沖縄公正取引室」といいます。）が公表した、令和3年度における沖縄地区の独占禁止法、景品表示法及び下請法の運用状況について、ご紹介します。

独占禁止法

1 内容

独占禁止法は、自由経済社会において、事業者が事業活動を行うに当たって守るべきルールを定め、公正かつ自由な競争を妨げる行為を規制しています。

2 処理件数

沖縄公正取引室では、令和3年度において、2件の事件について注意を行いました。

3 主な事例

- 漁業協同組合Aは、組合員に対し、漁獲した全ての水産物をAに出荷するよう要請していました。（拘束条件付取引等）



公正取引委員会
マスコットキャラクター
「どっくん」

景品表示法

1 内容

消費者誰もがより良い商品・サービスを求めています。ところが、実際よりもよく見せる表示（不当表示）や、過大な景品類の提供（不当景品類）が行われたりすると、それらにつられて消費者が、実際には質の良くない商品・サービスを買ってしまい、不利益を被るおそれがあります。景品表示法は、このような行為から一般消費者の利益を保護することを目的としています。

2 処理件数

沖縄公正取引室では、令和3年度において、5件の指導（不当表示）を行いました。

3 主な事例

- A社は、水素発生器を販売するに当たり、あたかも、本件商品で生成された水素を吸入等することにより、新型コロナウイルスの予防効果、美容効果、健康への寄与効果等が得られるかのような表示をしていました。しかし、実際には、表示の裏付けとなる合理的根拠がなく、表示どおりの効果があるとまでは認められないものでした。（優良誤認）



下 請 法

1 内容

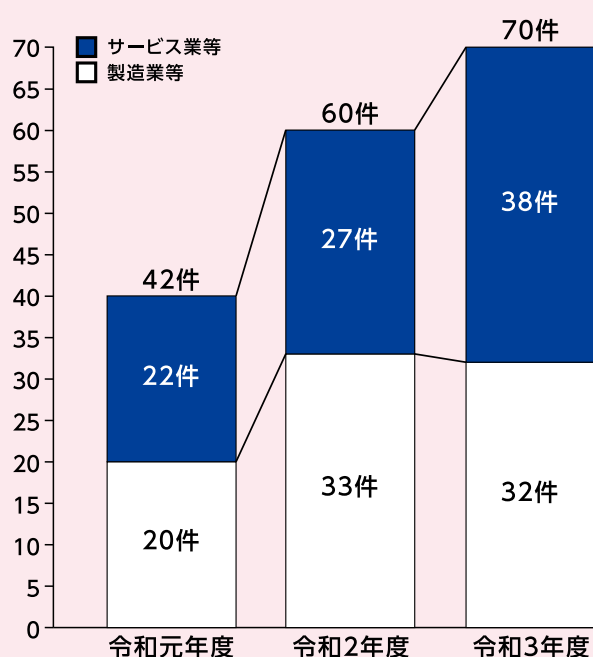
下請法は、下請取引の公正化を図り、下請事業者の利益を保護するために制定されました。製造業からサービス業まで、幅広い分野において適用対象となる取引を明確に示すとともに、親事業者（おやじぎょうしゃ）に対して、発注書面などの義務と下請代金の支払遅延や下請代金の減額などの禁止行為を具体的に定めています。

2 処理件数

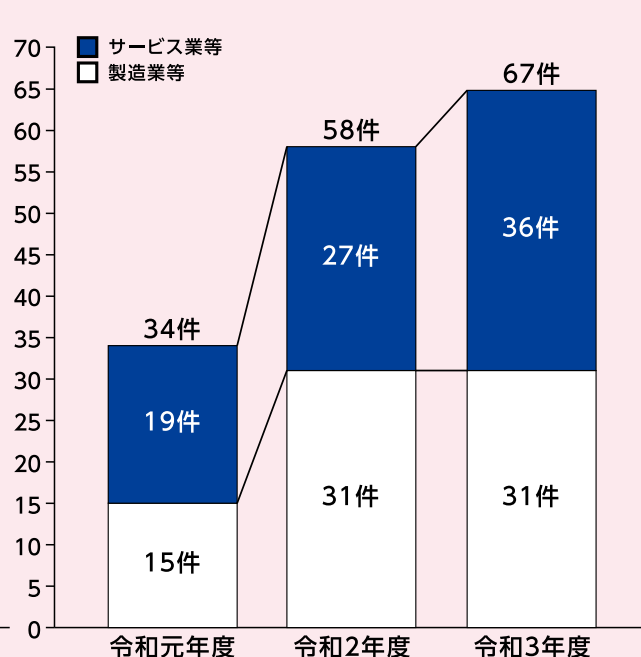
沖縄公正取引室では、令和3年度において、70件（製造業等32件、サービス業等38件）の下請法違反被疑事件を処理し、うち67件（製造業等31件、サービス業等36件）について指導を行いました。

また、令和3年度における67件の指導は、過去最多の指導件数となりました。

<違反被疑事件件数の推移及び内訳>



<指導件数の推移及び内訳>



3 主な事例

- ホームページのリニューアル業務を下請事業者に委託しているA社は、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていました。（下請代金の支払遅延）
- 図面作成等を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨を書面で合意することなく、振込手数料を下請代金の額から減じていました。（下請代金の減額）



次のページには、下請法の基礎知識を学べる下請法基礎講習動画を案内していますので、是非ともご覧ください。

詳細な資料は、下記URLにて掲載しています。

https://www.jftc.go.jp/regional_office/okinawa/index.html



沖縄公正取引室では、独占禁止法等の役割や意義を理解してもらうため、出前教室や講師派遣を行っていますので、お気軽にご連絡ください。

【お問合せ先】総務部 公正取引室 ☎098-866-0049

